

議案第 2 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定
について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(甲府市職員特別給与条例の一部改正)

第 1 条 甲府市職員特別給与条例（大正 3 年 1 月告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 2 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 2 5 条第 2 号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第 3 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 2 6 条第 1 項第 2 号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第 2 6 条の 2 第 1 項中「禁錮以上」を「拘禁刑以上」に、「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(甲府市職員給与条例の一部改正)

第 2 条 甲府市職員給与条例（昭和 2 4 年 6 月条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 8 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 4 8 条の 3 第 1 項第 1 号及び同条第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(甲府市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 3 条 甲府市職員退職手当支給条例（昭和 2 5 年 1 0 月条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項第 1 号及び同条第 5 項第 2 号並びに第 1 2 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号並びに第 1 3 条第 1 項第 1 号並びに第 1 5 条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(甲府市学校職員給与条例の一部改正)

第 4 条 甲府市学校職員給与条例（昭和 2 8 年 1 月条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 2 6 条の 3 第 1 項第 1 号及び同条第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(甲府市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正)

第 5 条 甲府市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和 3 5 年 1 0 月条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 2 号中「懲役若しくは禁この刑」を「拘禁刑」に改め、同項第 3 号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第 1 5 条第 3 号及び第 2 1 条第 2 号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第 2 5 条中「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

第 4 2 条第 1 項中「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改め、同条第 2 項中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(甲府市消防団員退職報償金支給条例の一部改正)

第 6 条 甲府市消防団員退職報償金支給条例（昭和 3 9 年 7 月条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(甲府市表彰条例の一部改正)

第 7 条 甲府市表彰条例（昭和 4 1 年 3 月条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項及び第 9 条中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(甲府市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第 8 条 甲府市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 4 1 年 7 月条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(甲府市環境保全条例の一部改正)

第9条 甲府市環境保全条例（平成22年6月条例第25号）の一部を次のように改正する。

第36条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（甲府市地方卸売市場業務条例の一部改正）

第10条 甲府市地方卸売市場業務条例（平成22年12月条例第53号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第4項第4号イ及び第12条第1項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第14条第4項第2号及び第28条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（甲府市屋外広告物条例の一部改正）

第11条 甲府市屋外広告物条例（平成30年12月条例第59号）の一部を次のように改正する。

第48条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（甲府市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正）

第12条 甲府市動物の愛護及び管理に関する条例（平成30年12月条例第60号）の一部を次のように改正する。

第23条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）

第13条 甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成30年12月条例第61号）の一部を次のように改正する。

第18条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（甲府市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第14条 甲府市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第8項及び第9項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第15条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める

刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、それぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

第１６条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

２ 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。

３ 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した罪についてされた懲役又は禁錮に係る刑の執行猶予は、拘禁刑に係る刑の執行猶予とみなす。

附 則

この条例は、令和７年６月１日から施行する。

提案理由

刑法等の一部改正に伴い、関係条例に係る所要の改正を行うとともに、その経過措置を定めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。